

# 質問票 1 (八王子市児童育成支援拠点事業運営委託)

## 【事業対象者について】

### Q1 18歳以上は対象のアフターケアは補助金対象外か

本事業の補助対象にはなりません。事業利用中の児童が18歳に達した後の対応については、市と協議の上、個別に判断することがあります。

### Q2 利用定員の範囲内であれば、補助金対象外でも受け入れてよいか

本事業は、市が支援の必要があると認め、利用決定を行った児童及びその家庭を対象として実施するものです。そのため、たとえ定員に空きがある場合であっても、市が対象として決定していない児童を受け入れることはできません。

## 【利用定員について】

### Q3 概ね20名程度は、1日当たりかトータルでの人数か

「概ね20名程度」とは、事業全体として同時に支援を行う利用児童数の上限を指します。

1日当たりの利用人数は、児童の状況や支援計画に応じて変動することを想定しており、同時利用児童数が当該上限を超えない範囲で運営するものとします。

## 【施設・整備について】

### Q4 静養室は、パーテーションなどで分けしスペース確保することでよいか

お見込みのとおりです。

### Q5 相談室は、パーテーションなどで分けしプライバシーを確保できる環境を整えることで可能か

お見込みのとおりです。

### Q6 (2) 静養室、(3) 相談室は1つにまとめてもよいか

静養室及び相談室については、それぞれの目的（体調不良時の静養、プライバシーに配慮した相談対応）を十分に果たすことができる場合に限り、同一の部屋またはスペースを兼用とするこ

とは差し支えありません。その際は、利用場面に応じてプライバシーや静養環境が確実に確保される運用としてください。

Q7 現状の場所で事業をスタートする場合、八王子市より求められている入浴支援を実施していくにあたり、浴室を設置する必要があるが、簡易のシャワールームの設置で良いのか

入浴支援に必要な目的が果たされるものであれば、簡易的なシャワールームであっても差し支えありません。

ただし、安全性、衛生管理、プライバシー確保等が適切に担保されていることが前提となります。

### 【職員配置について】

Q8 (3) 心理療法担当職員（週1以上勤務すること）とあるが、支援員が、心理士の資格を有する場合、兼務という扱いでよいのか

支援員が、仕様書に定める心理療法担当職員の資格要件および実務経験を満たしている場合には、心理療法担当職員との兼務は可能です。

Q9 心理療法担当職員 ア職務内容の 児童及び保護者の心理的状況の把握とはどのようなことを想定しているのか

医療行為としての診断を行うものではなく、日常的な関わりや相談等を通じて、児童及び保護者の心理面状態を専門的視点で理解し、適切な支援につなげることを想定しています。

### 【実施方法について】

Q10 市の担当者とは、スクールソーシャルワーカーは入るのか

市の担当者とは、こども家庭センターになります。

### 【保険の加入について】

Q11 どのような保険を考えているのか

本事業の実施にあたっては、事故や損害に備え、事業内容に応じた適切な保険への加入を求め

ます。

具体的な保険の種類や加入形態は受託者の判断としますが、児童の事故、職員の業務中の事故、施設賠償等に対応できる内容を含むことが必要です。

## 【危機管理・利用者の安全確保について】

### Q12 (4) 定期的な安全点検について、市が指定する様式はあるか

市が作成する様式を事業開始後に示す予定です。

ただし、施設の状況等に応じて必要な事項を追加して点検を実施していただいて差し支えありません。

### Q13 (7) 災害・不審者等を想定した訓練とは、どのような訓練を想定しているか

災害や不審者対応等を想定し、緊急時に職員が適切に行動できるようにするための訓練を想定しています。

実地訓練に限らず、机上訓練やロールプレイ等の方法でも差し支えありません。

## 【事業実施に係る経費について】

### Q14 9事業内容(2)市が独自に実施する付加的支援、才課外活動、体験活動の実施とあるが、委託料対象経費に課外活動、体験活動費が含まれていない。レクレーション費（児童の体験学習など教育指導費、家族個別支援費など）は経費に入らないのか経費に入らない場合は、受託側で補助金などを活用し実施することは可能か

課外活動や体験活動は付加的支援として実施を想定していますが、委託料の対象経費は本事業に直接必要な経費に限られます。高額な教材費や入場料等は原則対象外としますが、外部補助金や寄附等を活用した実施は可能とします。実施にあたっては、事前に市と協議してください。

### Q15 事業所改修費の上限予算額はいくらか

開設準備費の補助上限額は4,000千円です。

## 【その他】

Q16 開設準備費の根拠として、4/30 提出時に見積書の添付は必要か

開設準備費については、運営委託見積書に含めて提出してください。

Q17 児童育成支援拠点事業運営委託見積書は、受託側が運営に必要となる経費を計上し、市が負担する経費を超えたものを提出してよいか

運営委託見積書には、市が負担する委託料の範囲内の経費を計上してください。

Q18 財政状況過去3年の令和7年度について、決算、理事会を終えていない為記入が難しいが空欄で良いか（団体概要 様式2）

決算及び理事会承認が未了の場合は空欄提出可とします。その旨を連絡先欄の下に記載してください。

Q19 「人員数（過去3年）」とは、具体的に何を指しますか（団体概要 様式2）。

各年度に団体の事業運営に従事していた職員数の概数（常勤・非常勤等を含む）を記載してください。

Q20 「納付すべき税額の滞納がないことを証明する書類」とは、納税証明書以外にどのような書類が該当しますか。

公的機関が発行し、滞納がないことを確認できる書類が該当します（完納証明書、国税の納税証明書等）。

Q21 第二次審査（プレゼンテーション）の時間はどれくらいか

現時点では、プレゼンテーション 15分から20分、質疑応答 10分程度を予定しています。